

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

瑞穂市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 -----	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 -----	4
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標 -----	5
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項 -----	6
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 -----	7
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項 -----	8
第 6	その他 -----	2 6

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、岐阜県南部に広がる濃尾平野の北西部に位置し、長良川と揖斐川の2つの大河に挟まれた東西6.5km、南北7.0km、総面積28.19km²の平坦地で、水が豊富なその立地条件を活かして稲作を中心に柿、梨及び苺を主体とする農業生産が展開されてきたが、近年、農業者の高齢化に伴う担い手不足が進む中、一部の農家で農作業の受委託が増えている。

しかし、こうした情勢にあって意欲的な専業農家は農業の近代化を図り、バラ、サボテン等の花き園芸が盛んとなっている。

特に稲作については、担い手農家を中心として経営規模拡大、農地の貸借を図り、高性能農業機械の導入と近代化施設を設置し、自立志向農家による協業組織を確立し生産の合理化を図り、地域としての農業発展を目指している。

また、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めている。

2 農業構造については、昭和30年代からの企業誘致を契機として安定兼業農家が増加したが、近年、その傾向は一層進展し、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む傾向にある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり概ね400~500万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり概ね1,600~1,800時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすための農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

そのため本市は、隣接する本巣市、北方町とともに、農業協同組合、農業委

員会、県農林事務所等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形での貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協各支店と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求め

ていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用について、これら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 本市は、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催、担い手の法人化に向けた支援、スマート農業技術の導入に向けた支援の推進等を県農林事務所の協力を受けつつ行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は平成28年に1人、平成29年に1人、平成30年に1人、令和元年に1人の状況となっているが、従来からの基幹作物である水稲及び柿等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）を踏まえ、本市においては年間1人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1人以上増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,600～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得160～200

万円程度) を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）による紹介、技術・経営面については県農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 標準的モデル営農類型

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業(個別経営体)	1人	1人	25ha 主食用稲 10ha 非主食用稲 5ha 小麦 10ha	トラクター 自脱型コンバイン 直進アシスト機能付田植機 ロータリーシーダー
いちご	1人	2人	0.5ha 高設栽培 0.2ha	パイプハウス 育苗ハウス 高設ベンチ(岐阜県方式) 暖房機 光合成促進機 予冷庫 環境制御機器
かき	1人	3人	2.3ha	スピードスプレーヤー 高所作業車 刈払機 管理機
切りバラ	1人	3人	0.3ha	プラスチックフィルムハウス ロックウールシステム 暖房機 かん水装置 選花機 自走式防除システム 環境制御機器

ポットローズ	1人	7人	0.7ha 施設栽培面積 0.5ha (年間3回転) 露地栽培面積 0.2ha (年間1.5回転)	硬質プラスチックハウス 養液循環式プールベンチシステム (ムービングコンテナ式) 暖房機 ポットティングマシーン 環境制御機器
--------	----	----	--	--

2 経理等管理の方法

効率的かつ安定的な経営を育成するため、規模拡大による収入の増加だけでなく、コスト管理を徹底し、経費の節減を図るなど、経営管理の合理化を進める。

そのために、複式簿記の利用や専門家の活用など経営管理方法の改善を図り、数値に基づいた経営分析・診断を行うことで、経営の効率化や生産性の向上を推進する。

また、優遇税制や各種助成制度を活用し、所得向上が進められるよう関係機関と連携して情報提供等の支援を行う。

一方で、資金調達力、販売面での信頼性、税制上の有効性、経営の円滑な継承、新規就農者の受け皿等の利点を有する農業経営の法人化を推進し、経営と家計の分離や分業化・組織体制の強化を図る。

3 農業従事の態様等

法人経営においては雇用導入の促進のため、就業規則の作成、休日制・給料制の実施、社会保険制度への加入など福利厚生制度の普及に努める。

個別経営においては、家族経営協定の締結に基づく休日制や給料制の導入、農業者年金の加入等による福利厚生の向上を推進する。また、農繁期におけるパートの雇用や技能実習制度・特定技能制度による外国人などの人材確保、労働時間の短縮を図る。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 標準的モデル営農類型

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		

水田農業(個別経営体)	1人	1人	12.6ha 主食用稲 0.3ha 非主食用稲 0.3ha 作業受託 12ha	トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン 深耕ロータリー
いちご	1人	1人	0.16ha 高設栽培 0.16ha	パイプハウス 育苗システム 高設ベンチ(岐阜県方式) 予冷庫 環境制御機器
かき	1人	1人	1.1ha 富有(普通+袋) 1.0ha 太秋 0.1ha	スピードスプレーヤー 運搬車 刈払機
アスパラガス	1人		0.2ha	パイプハウス 動力噴霧器 管理機 予冷庫

2 経理等管理の方法

知識、経験、技術、設備などの経営資源を有効に活用するための経営方法、特にその資金を有効に活用する方法で、簿記記帳や青色申告の活用に関することやパソコン等の経営管理機器などの導入を図る。

3 農業従事の態様等

作業従事時間、計画的な休日の取得、作業場の環境改善、作業の安全性の確保等の対策を図る。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

地域の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。認定農業者などの地域農業の中心を担う経営体に加え、多様な農業者も併せて農業を担う者として地域計画に位置付ける。

2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、県（普及組織等）や農業委員会、農業協同組合、就農支援協議会、就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用の集積については、将来の地域の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用の集積に関する目標

現在（令和2年度）	目標（令和12年度）
31.6%	80.0%

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形での農用地の利用集積を促進させる。

また、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るた

め、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、基本方針の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に沿って進めつつ、本市農業の地域特性、即ち、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

本市は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地

中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

(1) 協議の場の設置方法

ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的條件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

イ 推進体制の整備

本市は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。

ウ 協議の場を開催する準備段階

(ア) 戦略会議の開催

市は、農業委員会、農業協同組合、県など、連携会議の進行役などの役割を担う者を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。

(イ) 連携会議の開催

市は、戦略会議の参集者に加え、地域の中心的な経営体などの参加を呼びかけ、連携会議を開催し、現況地図を活用したその経営体等との協議や意向確認による、将来の農地利用を担う者別の地図（ゾーニング地図）の案を作成するものとする。

エ 協議の場の設置

(ア) 市は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下（イ）の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。

この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の

進行役を担うよう努めるものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

(イ) 市は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や水利組合の代表者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、土地改良区、県などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけではなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

(ウ) 協議の場では、以下の事項について協議する。

なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

①農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針)

④その他（地域の実情に応じて記載）

(エ) 市は、上記（ウ）の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

(2) 地域計画の作成

市は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

ア 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設

定するものとする。

イ 地域計画の作成

市は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。（令和7年3月までに作成）

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

- ①基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

ウ 目標地図の作成

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

市は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。

(3) 地域計画の変更

市は、地域計画の策定後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

- ①区域の名称の変更又は地番の変更
- ②農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- ③農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- ④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこ

ととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

(5) 地域計画の公告

市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、その旨を市の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等に地域計画の写しを送付することとする。

(6) 地域計画に係る個人情報の取扱い

市は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、市公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。

(7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認める場合は、市に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

市は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

(8) 利用権設定等に関する協議の勧告

市は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

(9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構

及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、市は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

(10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

市は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更にあらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

2 利用権の設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等をうける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）、に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者

(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構及び農業構造の改善に資するための事業を行う独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、もしくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効

率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託における損益算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法、並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件

に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上利用の集積を図るため、引き続き、農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了する日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了する日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項、又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地利用関係改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了する日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 本市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときに、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積、並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い時期の相手方及び方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の相手方及び方法その他所

有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は

所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(1 2) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等により当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 3) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係

る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 本市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用、及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置、及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人及び特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内における農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限

る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその

農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による、農作業受委託の斡旋を促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化の措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用方法を整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県農林事務所や農業協同組合、農業委員会などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(貸借希望農地に関する情報等)の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって県農林事務所、農業委員会、指導農業士会、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために岐阜地域内の新規就農者交流会や担い手会議等への参

加を促すとともに、農業協同組合が運営する直売施設等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

県農林事務所や農業協同組合と連携して、作目別に設けられる振興会への加入や、農業協同組合の直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる研修会等の情報提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、技術や経営ノウハウについての習得については岐阜県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林事務所、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、主食用米から、収益力ある作物への作付け転換による望ましい経営の育成を図ることとし、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、社会条件の変化や施設の老朽化等を考慮し、適正な維持管理を行い、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮する。

カ 本市は、地域の合意形成、集落機能の強化を併せて推進していく。

キ 本市は、多面的機能支払交付金事業に取り組み、地域協働での農地・農業用水等の保全管理を促進する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3に掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力体制の推進を支えていく。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められ</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎として、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の日までに当該年に係る借賃の支払等</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目</p>

<p>る場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>は、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>を履行するものとする。</p>	<p>のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき瑞穂市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--------------------	--

II 混牧林地または農業施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 混牧林地について	Iの③に同じ	Iの④に同じ

	<p>は、その混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作物等毎に農業経営の受託に係る販売額(共済金を含む)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合においては、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者(損失がある場合には、受託とする。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

	確保されるようにするものとする。		
--	------------------	--	--

IV 所有者の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれの近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代えるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の口座に振り込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>